盛土規制法　手数料一覧

新潟県手数料条例
令和７年４月１日施行

■許可申請手数料

盛土等※1をする土地の面積	区分	
	土地の形質変更※2	土石の堆積
(1) 500 ㎡以内	16,000円	12,000円
(2) 500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	25,000円	15,000円
(3) 1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内	36,000円	18,000円
(4) 2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以内	50,000円	22,000円
(5) 3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内	61,000円	28,000円
(6) 5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	79,000円	31,000円
(7) 10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以内	140,000円	45,000円
(8) 20,000 ㎡を超え 40,000 ㎡以内	210,000円	56,000円
(9) 40,000 ㎡を超え 70,000 ㎡以内	310,000円	72,000円
(10) 70,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内	440,000円	99,000円
(11) 100,000 ㎡を超えるもの	560,000円	130,000円

※１　盛土、切土又は土石の堆積　　※２　宅地造成及び特定盛土等

■変更許可申請手数料※

項目	手数料
(1) 面積の変更なし (設計変更のみ)	**従前の面積に対応する金額×1/10** (例) 1200㎡(高さ変更) 36,000円×1/10 ※最低額16,000円を適用 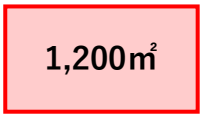
(2) 面積減少	**変更後の面積に対応する金額×1/10** (例) 1200㎡ → 800㎡ 25,000円×1/10 ※最低額16,000円を適用 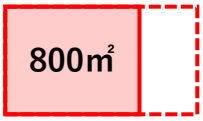
(3) 面積増 (設計変更あり)	**従前の面積に対応する金額×1/10＋増えた面積に対応する金額** (例) 1200㎡ → 1200㎡(高さ変更)＋400㎡ 36,000円×1/10＋16,000円 =19,600円
(4) 面積増 (設計変更なし)	**増えた面積に対応する金額** (例) 1200㎡ → 1600㎡ 16,000円
(5) 面積増減	**(従前の面積－減少分)×1/10 ＋増えた面積に対応する金額** (例) 1200㎡ → 800㎡＋400㎡ 25,000円×1/10＋16,000円 =18,600円 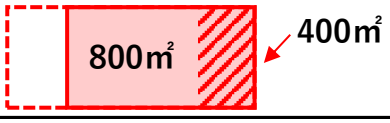

※ 最低額は、土地の形質変更：16,000円、土石の堆積：12,000円とする。
最高額は、土地の形質変更：560,000円、土石の堆積：130,000円とする。

■中間検査手数料（開発許可を受け、盛土規制法のみなし許可※に該当するもの）

盛土又は切土をする土地の面積	区分
	宅地造成・特定盛土等
(1)　1,000 ㎡以内	2,300円
(2)　1,000 ㎡を超え　3,000 ㎡以内	3,500円
(3)　3,000 ㎡を超え　20,000 ㎡以内	4,600円
(4)　20,000 ㎡を超え　40,000 ㎡以内	9,200円
(5)　40,000 ㎡を超え　70,000 ㎡以内	19,000円
(6)　70,000 ㎡を超え 100,000 ㎡以内	32,000円
(7)　100,000 ㎡を超えるもの	46,000円

※ 許可の特例（法第15条第２項、法第34条第２項）

宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第29条第１項又は第２項の許可を受けたときは、盛土規制法の許可を受けたものとみなす。

■省令第88条の規定に基づく証明書の交付

項目	手数料
1通につき	500円